

税の申告は 忘れずに



2月16日～3月16日

【お問い合わせ先】 ☎ 2-2452

平成26年分の所得税の確定申告および住民税申告の受付が2月16日から3月16日までの期間に行われます。

なお、この期間中、各会場において申告受付のほかに、町職員による税に関する相談も行います。

また、下記の日程で都合の悪い方については、3月4日以降でも役場税務課にて申告できますので、お気軽にご利用ください。

※申告期間前の受付については、課税資料準備の都合上2月6日からとなり、それ以前の受付・お預かりは一切できませんのでご了承ください。

申告が必要な方

平成27年1月1日現在、長万部町内に住所を有し、平成26年中に多少に関わらず所得があつた方で、次のいずれかに該当する方。

- ① 農業、漁業、商業、飲食業などの事業をしている白色申告の方。
- ② 大工、左官、日雇いなどに従事していた方。
- ③ 給与所得者で給与以外の所得のある方や給与を2か所以上から受けている方。
- ④ 地代、家賃、株式配当などの所得があつた方。
- ⑤ 山林、宅地、その他不動産の譲渡などで所得のあつた方。
- ⑥ 給与所得者で※雑損控除、

住民税の申告と納税相談日程

回	月 日	曜日	会 場	対象地区名	時 間
1	2月16日	月	役 場 2階会議室	曙町・大町	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～4時00分
2	2月17日	火	役 場 2階会議室	本町・元町	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～4時00分
3	2月18日	水	役 場 2階会議室	陣屋 泉 町	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～4時00分
4	2月19日	木	役 場 2階会議室	高 砂 町	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～4時00分
5	2月20日	金	役 場 2階会議室	南 栄 町	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～4時00分
6	2月23日	月	役 場 2階会議室	新 開 町	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～4時00分
7	2月24日	火	役 場 2階会議室	大浜・旭浜	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～4時00分
8	2月25日	水	役 場 2階会議室	平里・富野 栗岡・栄原 共立	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～4時00分
9	2月26日	木	国縫振興会館	豊津・豊野 国縫・茶屋川	午前10時00分～11時30分 午後1時30分～4時00分
10	2月27日	金	静狩振興会館	静 狩	午前10時00分～11時30分 午後1時30分～4時00分
11	3月2日	月	双葉振興会館	美畑・双葉 知来・蕨岱	午前10時00分～11時30分 午後1時30分～4時00分
12	3月3日	火	中の沢振興会館	花岡・中ノ沢	午前10時00分～11時30分 午後1時30分～4時00分

医療費控除を受けようとする方。

※雑損控除：自然災害、火災、盗難などにより住宅家財などの損失が生じたときに、損失金額が控除されます。

医療費控除で 税金が還付されます

本人および生計を一つにする家族の平成26年中の医療費金額が、10万円（または総所得金額の5%のうち小さい方の金額）を超えた場合（上限200万円）、この申告を行うことで平成26年中に納めた

所得税の還付および平成27年度の道町民税額を抑えることができます。

申告に必要な 書類を用意しましょう

印鑑、所得集計に必要な書類（例えば、仕入れ、売掛帳、現金出納簿、給与等の源泉徴収票、損害保険の領収書、生命保険・簡易保険・国民年金保険料控除証明書、医療費の支払い領収書など）を忘れずにご持参ください。

国民健康保険に 加入されている方は 忘れずに申告を

平成27年度の国民健康保険税額は、平成26年の所得等を基に計算されますので、加入されている方は収入の有無にかかわらず、必ず申告をしましょう。

なお、前年所得が一定額以下の場合には、保険税額を軽減する制度がありますが、申告をされていないと平成27年度の国民健康保険税の軽減が受けられなくなります。